

組合掲示物の一方的な撤去はやめること！ 苦情処理申告を一方的に却下しないこと！

第 8 回 2 0 0 5 年度協約改定交渉

本部は、9月16日「第8回協約改定交渉」をおこないました。今回の交渉では、VII項目（労使関係について）の3～11項について議論しました。

議論の中で会社は、これまでの主張を繰り返すだけで、私たち J R 東海 労 の主張を受け入れようとはしませんでした。

主な議論は以下のとおりです。

速やかに組合事務所を便宜供与しろ！

組合：本部、新幹線地本は場所の確保が困難という回答だが、便宜供与に前向きに検討しているのか。

会社：前向きに検討しているかどうかというより、現時点では場所の確保が困難ということだ。将来的なことは今は回答できない。

組合：三重地区の設置は全く考えていないという回答をしているが、分会単位では便宜供与は考えていないということか。

会社：分会単位というより三重地区は場所の確保が全く困難と考えている。

組合：本部、新幹線地本の組合事務所の場所を早急に確保すること。

掲示物の一方的撤去は認められない！

組合：協約に違反している掲示物は撤去すると通告してきているが、連合の掲示物も撤去している。理由を聞いても協約違反としか言わない。一方的撤去で認められない。

会社：協約に違反している掲示物があれば撤去通告をし、撤去しなければ会社が撤去するのは当然のことだ。

組合：どこが協約違反なのか聞いても答えない。これでは会社の一方的な判断で掲示

物を撤去させていることになる。議論をしっかりとすべきだ。

会社：協約に違反している掲示物は、協約に則り撤去する。

組合：中央労働委員会から一方的撤去は不当労働行為であるという救済命令がでてくる。しっかりと認識すべきだ。

会社：あくまで第三者機関の判断であり、会社としては協約に則り違反している掲示物は撤去するように指示し、撤去しない場合は会社が撤去する。

組合：どこが協約に違反しているか議論しないというのは認められない。会社の一方的判断で掲示物が撤去されている。労使双方が納得するまで議論すべきだ。

会社：回答は同じだ。

組合：組合員が一人でもいる場合でも掲示板を設置すること。以前の議論では5人以上という回答だが、何を根拠に5人以上なのか明らかにすべきである。

会社：以前の回答と変わりはない。一人では掲示板の設置は認められない。

組合：5人以上組合員がいなければ設置しないことは認められない。組合員が一人でも存在する職場には掲示板を設置すべきだ。

経営懇談会、経営協議会には取締役が出席すべきだ！

組合：経営懇談会、経営協議会には組合の最高責任者である委員長が出席する。会社も決定権のある取締役が出席すべきだ。

会社：協約に基づいて各委員を決定し、名簿も提示し交換している。そこで合意されているのではないか。現行の扱いで問題はないと考えている。

組合：会社の重要施策を決定する会議には取締役が出席し、組合の代表と議論するのが当然ではないか。

会社：現行通りで問題はないと考える。

組合：組合の委員長が出席する会議には、取締役が出席すべきだ。

団体交渉の委員数は

組合員1,000人以下の場合は5人とせよ！

組合：要求は団体交渉委員を組合員1,000以下の場合でも5人とすることだが、会社の考えはどうか。

会社：団体交渉委員の数は、JR発足以来現行協約の内容で運用していて、内容も妥当と判断するので改定する考えはない。

組合：5人にすると何か問題があるのか。

会社：5人で問題があるかという前に、現行で問題がないと考えるので変える考えはない。

組合：5人で問題がなければ5人とするべきだ。

申し入れを提出したら早急に業務委員会を開催すべきだ！

組合：申し入れをしてから1ヵ月以上も業務委員会が開催されない場合もある。ただちに業務委員会を開催すべきだ。

会社：申し入れに対し、回答するには必要な調査もしなければならない。いたずらに時間を延ばしているわけではない。

組合：業務委員会が開催が遅れている時は理由を説明すべきだ。また、他労組と合わせているのか。

会社：そのようなことはない。これまでも説明しているので問題はない。

組合：申し入れをしてから業務委員会が開催される期間が長い。早急に業務委員会を開催すること。

事故、車両故障が発生した場合 ただちに安全確立のため協議を開催しろ！

組合：事故、車両故障などが発生した場合、概要や対策について、申し入れをする前に、ただちに労働組合に説明し安全確立のための協議を行うべきだ。

会社：必要に応じて業務委員会を開催し説明をしている。問題はないと考える。

組合：先日のトンネル内でのモルタル落下事故も、組合の申し入れで業務委員会が開催された。組合から申し入れをする前に会社から説明すべき事故ではなかったのか。

会社：会社が判断して必要な事柄は業務委員会を開催している。

組合：会社の姿勢が問われる。事故、車両故障などが発生した場合は、ただちに安全確立のための協議を行うこと。

苦情処理申告を一方的に却下するな！

組合：苦情処理申告が一方的に却下され、苦情処理会議が開催されないことがある。これでは組合員が苦情があっても議論する場がない。

会社：苦情処理申告については、協約に基づき事前審理を経て取り扱いを決めている。一方的に却下はしていない。

組合：事前審理で却下することがおかしい。

会社：苦情処理会議で議論すべき事柄は協約できめられている。それ以外は却下となるのは当然だ。すべてが対象とはならない。

組合：解釈のちがいだ。事前審理で却下される苦情申告はない。

会社：協約に則り事前審理をし、苦情として取り扱うことが適当でなければ却下する。

組合：苦情処理申告に基づき事前審理で却下することなく、苦情処理会議を開催すること。

簡易苦情処理でも異議の申し立てができるようにしろ！

組合：現協約では、簡易苦情処理で異議の申し立てができない。改正するべきだ。

会社：現行協約制度が適切と考える。

組合：苦情処理には異議申し立てができる。なぜ簡易苦情処理で異議申し立てができないのか。

会社：今の制度で適切で問題ない。

組合：この場は議論し、より良い制度に改正していく場である。簡易苦情処理でも異議申し立てできるようにするべきだ。

J R 東海労の主張を認めた判決、救済命令を ただちに履行しろ！

組合：J R 東海労の主張を認めている裁判所の判決、及び労働委員会の救済命令はただちに履行するべきだ。

会社：第三者機関で係争中で団体交渉の場にはなじまない。

組合：第三者機関の判決、救済命令は真摯に受け止めたただちに履行すること。

以 上

協約改定交渉の団体交渉は今回の第8回で区切りとなり、9月21日の第9回団体交渉で会社の回答となります。会社は私たちの切実な要求に一切耳を傾けない姿勢です。本部は、今後も組合員の切実な声を基にあきらめず交渉をしていきます。これまでの交渉経過を基にした意見を本部までお願いします。